

下水道工事積算基準の改定について

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課 事業マネジメント推進室

研修員 なんば 難波 けんじろう 建二郎
再構築係長 きよさき 清崎 りえ 里恵

1. はじめに

下水道用設計標準歩掛表（通称「白本」）は、下水道工事の特性を勘案した固有の積算基準として、施工実態調査の結果に基づき標準的な施工が行われた場合の労務、材料、機械等の規格や所要量を定めており、設計積算の際の参考図書として、全国の下水道工事の積算担当者に広く活用されています。

下水道用設計標準歩掛表は、昭和47年に管路施設編を策定・通知したことをはじめとし、社会環境の変化、各種工法の開発、施工技術の向上・省力化など施工実態の変化に応じて積算基準及び歩掛等の追加・改定等を行い、現在の下水道用設計標準歩掛表の構成（表-1）となっています。

下水道用設計標準歩掛表は、施工実態調査に基づき、適宜歩掛の新規制定・改定を実施しており、改定に当たっては、下水道事業積算施工基準

適正化会議等を通じ、全国の下水道事業主体から積算に関する意見・要望等を取り入れ、内容の充実を図るとともに下水道工事における適正な積算を確保するための条件整備に努めています。

また、下水道用設計標準歩掛表並びにこれを補完する図書として、「下水道用設計積算要領」が公益社団法人日本下水道協会から発刊されています。

2. 平成29年度の改定概要

(1) 第3巻 設計委託（表-2、図-1～3）

下水道施設設計業務積算基準の「下水道法による事業計画業務」について、下水道法の改正に伴い、歩掛の改定を行うとともに、近年、多発する浸水被害への対応を図るため「雨水管理方針策定業務」の歩掛を新規制定し、さらに「汚水処理施設整備構想策定業務」の標準業務内容と標準仕様書の改定及び標準歩掛の新規制定を行いました。

表-1 下水道用設計標準歩掛表の構成

名 称	
下水道用設計標準歩掛表 第1巻	管路
下水道用設計標準歩掛表 第2巻	ポンプ場・処理場
下水道用設計標準歩掛表 第3巻	設計委託

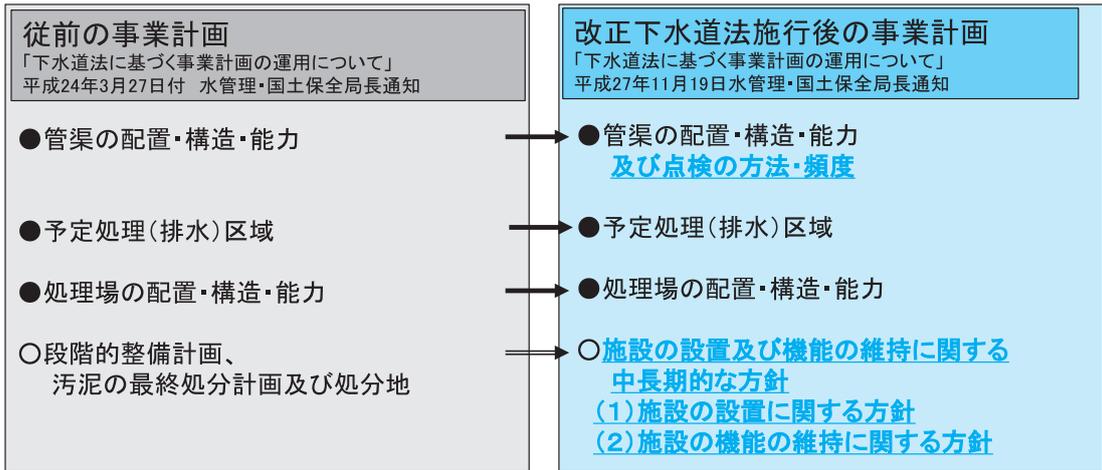
表－ 2 平成 29 年度下水道用設計標準歩掛表（第 3 巻 設計委託編）の改定概要

II 標準歩掛表並びに標準仕様書（案）

- 〔I〕 下水道基本構想業務
- 〔II〕 公共下水道全体計画業務
- 〔III〕 下水道法による事業計画業務 【改定】
- 〔IV〕 都市計画決定図書作成業務
- 〔V〕 都市計画事業認可申請図書作成業務
- 〔VI〕 汚水処理施設整備構想策定業務 【改定・新規制定】
 - 6-1 標準業務内容
 - 6-2 標準歩掛及び補正
 - (1) 標準歩掛
 - (2) 補正
 - 6-3 業務委託標準仕様書
- 〔VII〕 雨水管理方針策定業務 【新規制定】
 - 7-1 標準業務内容
 - 7-2 標準歩掛及び補正
 - (1) 標準歩掛
 - (2) 補正
 - 7-3 業務委託標準仕様書

※ 部は改定工種, 部は新規制定工種, 廃止工種なし
 ※他編における改定, 新規制定, 廃止工種なし

○事業計画の記載事項として、新たに「点検の方法・頻度」等を追加。
 ○既存の計画は施行後 3 年以内に見直しが必要となる。



●: 下水道法第6条の事業計画の要件に基づき計画の妥当性を判断するもの
 ○: 下水道法施行規則第4条第5号に基づく「その他事業計画を明らかにするために必要な書類」

図－ 1 下水道法による事業計画業務

- ◆雨水管理総合計画による雨水管理
- ・雨水区域は、汚水区域と独立して設定（**下水道による浸水対策を実施すべき区域の明確化**）
 - ・雨水計画区域内に浸水リスク等に応じて地域（ブロック）ごとに目標を設定（**きめ細やかな目標設定**）
 - ・**現在・中期・長期の時間軸**を持った対策方針

雨水管理総合計画による新たな雨水管理のイメージ

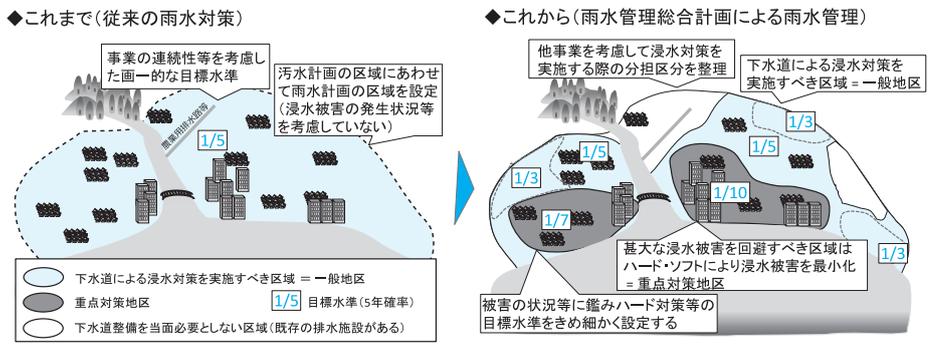


図-2 雨水管理方針策定業務

業務概要、改定及び新規制定理由

- 平成26年1月公表の国土交通省、農林水産省及び環境省による「**持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル**」に基づいて、各種污水处理施設の整備計画並びに増大するストックの長期的かつ効率的な運営管理計画を策定することが目的。
- 各種污水处理施設の概成を目指し、効率的かつ適正な処理区域の設定、既整備地区の効率的な改築・更新や運営管理手法の検討、および汚泥の利活用の検討を行い、さらにベンチマーク（指標）とその目標値を定める。
- 既に掲載中の「**污水处理施設整備構想策定業務**」の標準業務内容及び標準仕様書について、使い勝手への考慮と、一定の業務実績が得られた。
- 調査・解析を行い、現行の「**污水处理施設整備構想策定業務**」について、標準業務内容と標準仕様書を改定し、標準歩掛を新規制定した。

図-3 污水处理施設整備構想策定業務

3. おわりに

下水道工事の積算基準は、客観性・公平性・経済性の観点から市場の実態に的確に対応したものでなければなりません。国土交通省では、今後も事業主体である地方公共団体の意見・要望を取り入れながら、不調・不落の防止や工事品質の確保

等の観点も踏まえつつ、積算基準の適正化に努めていきたいと考えています。事業主体等におかれましても、施工実態調査や諸経費動向調査等、積算基準に係る各種調査にご協力いただくとともに、下水道工事等の適正な執行がより一層推進されるよう、下水道事業積算施工基準適正化会議等の活性化を図っていただきますようお願いいたします。